

手続きチェックシート

出生届

お子さまが生まれた日を含めて14日以内に届出してください



《届出に必要なもの》

- 医師・助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- 母子健康手帳
- 届出人の印鑑（シャチハタ不可）
- 来庁される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

美濃加茂市役所
[住所] 〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町3431-1
[電話] 0574-25-2111（代表）

出生

に関連するおもな手続き

下記にあてはまりますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口
--------------	-----	-------	----	------

保 険 ・ 年 金	お子さんが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入			国保年金課 (⑥番窓口)
	→出産した方が国民健康保険 または国民年金の方	産前産後期間の保険料免除の申請	母子健康手帳		
	→出産した方が国民健康保険の方 ①出産した医療機関で「直接支払制度（※1）」の手続きをし、出産費用が50万円（※2）に満たなかった方 ②「直接支払制度」（※1）を利用せずに、出産費用を全額を医療機関で支払った方	「出産育児一時金」の支給申請 ★出産した方が国民健康保険に加入されている場合に支給されます。 ただし、以前に社会保険に加入されていて、そちらから給付を受けることができる場合は、支給されません。	○出産育児一時金支給申請書 ○病院でもらった次の2点 ・出産費用の領収・明細書の写し ・代理契約に関する合意文書の写し ○国民健康保険証 ○預金通帳		
	→出産した方が国民健康保険、 国民年金以外の方	※同様の制度があります。 手続き方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。			健康保険の加入先で 手続きしてください。

※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児金を直接支払う制度
※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では48万8千円

↓裏面につづく↓

出生

に関連するおもな手続き

下記にあてはまりますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口
--------------	-----	-------	----	------

いづれも	母子健康手帳への出生証明 (出生届出地にて)		母子健康手帳		市民課 (①番窓口)
	児童手当を申請する方	児童手当の申請 ★18歳年度末までの児童を養育し、かつ、その児童と一定の生計関係にある父または母等に支給されます。 ※公務員世帯の方は、勤務先で申請してください。 出生の翌日から起算して15日以内 申請をされないと、1ヶ月分受給できなくなります。 ※必要なものがそろっていても窓口へお越しください	○請求者名義の通帳 ○請求者の健康保険証 ○請求者と配偶者のマイナンバーカード（または個人番号のわかるもの）		福祉課 (④番窓口)
	福祉医療費受給者証（乳幼児等）を申請する方	出生の翌日から起算して30日以内 ※30日以内に申請をされないと、申請月初日からの助成となります。 ★医療機関を受診した時の医療費のうち、保険診療の自己負担額を助成します。 ※必要なものがそろっていても窓口へお越しください	○健康保険証（お子様が加入予定のもの）		
	赤ちゃんの保護者	・こんにちは赤ちゃん訪問事業 ・新生児聴覚検査費用助成 ・産婦健康診査費用助成 ・予防接種 『PRチラシ参照』			健康課 (みのかも健康プラザ)
	未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請			
	保育園、認定こども園に入園を希望する方	保育園の入園相談			こども未来課 (みのかも健康プラザ)

その他	市営住宅に入居している方	同居手続き	・印鑑 ・住民票等関係が明らかとなる書類		都市計画課 (分庁舎3階)
	井戸水を下水道に流している世帯	人数の変更の届出	印鑑		上下水道課 (分庁舎2階)

ご出産おめでとうございます

